

# グローバル・リスク・ウォッチ Vol.35

## 2018年は「財政政策の年」に“も”なるか 他

=====

《index》

1. 2018年は「財政政策の年」に“も”なるか(大山)
  2. 仮想通貨規制強化(勝藤)
  3. 骨太の財政再建策が示されるか(熊谷)
  4. 講演最新情報(2018年2月時点)
- =====

### 2. 金融規制の動向に係る概観(トレンド&トピックス)

#### 仮想通貨規制強化

有限責任監査法人トーマツ ディレクター 勝藤史郎

仮想通貨への規制強化がグローバルに進みそうです。2月7日、フランスとドイツの中銀総裁及び財務大臣は、G20ホスト国アルゼンチン財務大臣あての書簡で、2018年のG20会合では仮想通貨を議題として取り上げることを提案しました。すでにフランスのルメール経済・財務大臣は1月18日の記者会見で「フランスとドイツは共同で、仮想通貨のリスク分析と規制提案を3月のG20会合で提出する」旨を表明済みです。2月の書簡の中で独仏は「仮想通貨に関し共通の理解を構築すること」「金融安定と市場の信頼性の観点から、増大する市場参加者の仮想通貨エクスポージャーの意味をモニタリングすること」「プロでない投資家に対してよりよい保護を提供すること」「アンチマネーロンダリングとテロ資金供与対策に共通のアプローチを採用すること」の4つの課題を挙げています。

今回の独仏の提案は主に、今年に入ってからビットコイン価格の急落を背景に、投資家保護と金融システムの安定の観点から提起されたものと言えます。仮想通貨の一つであるビットコインの時価総額は昨年最高値時期に一時30兆円を超え、世界最大手企業の発行する株式時価総額に匹敵する規模となっていました。2月の急落で時価総額はピークの約3分の1に急減しました。こうした大規模な金融商品に対して現状の規制は投資家保護の観点からは十分でないといえるでしょう。また、ビットコインの匿名性を利用して、ハッカーがサイバー攻撃を仕掛けた際の「身代金」としてビットコインを要求することは従前から用いられてきた手口です。アンチマネーロンダリングは銀行送金に関しては厳しい規制が敷かれていますが、仮想通貨はいわばその抜け穴となっているといえます。

さらに、情報セキュリティの観点からも仮想通貨システムの脆弱性が顕在化しています。1月に発生したとある企業の事案では、同社が保有する仮想通貨約500億円相当以上が流出するという事態になりました。金融庁は資金決済法に基づ

き同社に対し業務改善命令を発するとともに、仮想通貨交換業者に対し、システム・リスク管理態勢の自己点検を指示しました。

これまで先進各国において、仮想通貨の監督に対する規制はまだ端緒です。日本では、2017年に施行された改正資金決済法において、仮想通貨交換業者への登録制の導入、同業者の利用者への適切な情報提供の義務付け、同業者における利用者財産の分別管理、マネロン対策としての取引時確認の実施、などが定められました。米国では、商品先物取引委員会(CFTC)が仮想通貨をCFTCが所管するコモディティ商品と認定して監督を行っていますが、統一的な法律が存在せず、CFTCや証券取引委員会(SEC)などがそれぞれの観点から多面的に監督をする状況にとどまっています。

今年に入り、独仏のみならず国際機関や各国当局が仮想通貨への規制強化を表明する状況が相次いでいます。証券監督者国際機構(IOSCO)は1月、イニシャル・コイン・オファリング(ICO)への注意喚起声明を公表、米国でも議会が仮想通貨の監督につきCFTCとSEC高官への公聴会を実施しました。中国では昨年9月に既に、中国人民銀行等の監督機関がICOを全面禁止する通達を発出しました。

伝統的な銀行預金や決済システムは厳格な規制によりその安定性と健全性が維持される枠組みとなっています。仮想通貨は事実上銀行預金等と同等の役割を果たしていることから、銀行システムと同等の規制監督の下に置かれるべきでしょう。バーゼル銀行監督委員会は昨年8月の市中協議文書「フィンテックの発展がもたらす銀行及び銀行監督当局へのインプリケーション」において、フィンテックが孕むオペレーショナルリスクには、既存の金融システムに適用されるのと同等のリスク管理原則が適用されるべきと述べています。各金融機関は、自社発行の仮想通貨やフィンテック企業との協働において、あらかじめ十分なリスク管理枠組みを構築する必要があります。その対策は①金融商品としての投資家保護と取引の安全性、②決済手段としての安全性やマネロン対策、③新情報技術としてのセキュリティ対応、の3つの側面から実施されるべきでしょう。

---

[Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性があります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2018. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.